

基発0830第11号

平成23年8月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について

特別遺族給付金に係る対象疾病の認定については、平成18年3月17日付け基発第0317010号（平成20年12月1日付け基発第1201001号及び平成22年7月1日付け基発0701第11号により一部改正）「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」（以下「読み替え通達」という。）により指示しているところであるが、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第140号）の施行に伴い、下記のとおり改めるので、その適切な運用に遺漏なきを期されたい。

記

読み替え通達記の第3中「平成18年3月26日」を「平成28年3月26日」に改める。